

墨田区立第三吾嬬小学校 服務事故（教員の不適切な行為等）防止に向けての学校施設の使用上のルールについて

本校では、墨田区教育委員会が策定した「墨田区立学校 服務事故防止実施計画」に基づき、以下のとおり、学校施設使用に係るルールを作成しました。

全体的な項目	個別のルール	各ルールにおける具体的な取り組み
学校施設の使用上のルール作り	個別指導等のルール作り	<ul style="list-style-type: none"> 個別指導を行う場合は、管理職の許可を得て、学年や分掌関係の複数の教員（男女が望ましい）で対応し、児童との1対1の状況を作らない。 個別指導の際に、児童に対し、身体的な接触や威圧的な言動は決して行わない。 指導記録を確実にとり、管理職への報告を行う。 個別指導における指導内容については、管理職への報告の後、すみやかに保護者に連絡をし、連携を図る。
	施設使用のルール作り	<ul style="list-style-type: none"> 特別教室等を使用して個別指導を行う際には、扉を施錠せず、できる限り開けた状態にして、密室状態にならないようにする。
	課外活動、休日におけるルール作り	<ul style="list-style-type: none"> 学校外や休日に指導が必要な活動については、保護者との連携のもと、事前に指導計画を作成し、管理職の許可を得て行う。 休日に学校施設を使用して児童の指導を行う場合は、管理職の許可を得るとともに、保護者の了解を得た上で実施する。
	SNS利用等のルール作り	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、児童および保護者等とのメールアドレス等の交換は行わない。 教育上の必要があり、児童および保護者等とメールアドレス等の交換をする場合は、目的・対象範囲・使用期間などを適切に定め、管理職の許可を得た上で、保護者の了解を得て行う。 また、その場合は、必要に応じて通信内容を管理職が確認するものとする。

* 本校の教職員に関して、以上のルールが適正に守られていない場合や、不審な点等がございましたら、躊躇せず副校長までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】 第三吾嬬小学校 副校長・手山まで
電 話 3617-7513